

ひとりで悩まず、最寄りの相談機関へ相談を（DV被害者支援）

配偶者からの暴力（DV）は重大な人権侵害です。

暴力には、身体的暴力・精神的暴力（言葉の暴力）・性的暴力・経済的暴力・社会的暴力など様々な形態があります。

【配偶者からの暴力（DV）の種類】

身体的暴力	殴る，蹴る，物を投げつける，首をしめる，熱湯をかける，髪を引っ張る，腕をねじる，引きずりまわす など
精神的暴力 （言葉の暴力）	大声で怒鳴る，「誰のおかげで生活できるんだ」などと言う，召使いのように扱う，無視する，人前で侮辱する，「実家の両親を殺すぞ」などと脅す など
性的暴力	性行為を強要する，避妊に協力しない，中絶を強要する，見たくないのにアダルトビデオをみせる など
経済的暴力	生活費を渡さない，働きたいのに働かせない，妻の収入や預金を勝手に使う，妻のお金を取り上げる など
社会的暴力	外出や外部との接触を制限する，交友関係を監視する など

町及びお近くの相談窓口

相談内容はプライバシー保護により守られます。

美里町健康福祉課

美里町牛飼字新町5-1 0229-32-2941

月～金曜日（祝日，休日を除く）8：30～17：15

北部保健福祉事務所母子・障害第一班

大崎市古川旭4-1-1 0229-91-0712

月～金曜日（祝日，休日を除く）8：30～17：15

遠田警察署生活安全課

美里町藤ヶ崎1-81 0229-33-2321

月～金曜日8：30～17：15（祝日，休日，夜間は当直で対応）

相談受理機関では，相談された方の同意を得た上で，支援に必要な関係機関と相談内容を共有し，的確に対処します。

大崎地域における配偶者からの暴力（DV）に対して，関係機関（北部保健福祉事務所，北部児童相談所，大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町，古川警察署，遠田警察署，鳴子警察署，加美警察署）が緊密な連携を図り，情報を共有化し，迅速かつ的確に対処するため，平成27年6月10日に「大崎圏域婦人保護事業関係機関ネットワーク連絡協議会」を設置しました。